



「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

# 埼玉県の男女共同参画

埼玉県では、平成12年に男女共同参画推進条例を制定し『男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉の実現』を目指しています。

条例の制定から最近に至るまでの状況の変化を、データで見てください。

## ☆女性の社会参画☆

### ①女性議員の割合

県議会 9.9% (H12) ⇒ 5.6% (H24) →  
市町村議会 13.8% (H12) ⇒ 20.2% (H24) →

市町村議会における女性議員の割合は、平成12年に比べて6.4ポイント上昇し、全国第3位です。また、県議会における女性議員の割合は4.3ポイント低下し、全国第37位です。

### ②審議会等における女性委員の割合

県 23.3% (H12) ⇒ 35.9% (H25) →  
市町村 17.4% (H12) ⇒ 25.7% (H25) →  
平成12年に比べて県審議会等は12.6ポイント上昇し、全国第20位です。市町村審議会等も8.3ポイント上昇しています。



### ③職員の女性管理職の割合

県 3.5% (H12) ⇒ 7.0% (H25) →  
市町村 6.7% (H12) ⇒ 10.4% (H25) →

県職員の女性管理職の割合は、平成12年に比べて3.5ポイント、市町村職員では3.7ポイント上昇しています。(県職員は知事部局のみ)

## 八潮市男女共同参画年次報告書(平成25年度版)では…

- 市議会における女性議員の割合 31.8% (H21 改選時)
  - 審議会等における女性の参画状況 30.3% (H24.4.1 現在)
  - 役付(係長級以上)女性職員の割合 16.6% (H24.4.1 現在)
- 県が示した“市町村”の割合と比べてみると、女性議員の割合と審議会等委員を占める女性の割合が上回っています。

八潮市では「第3次八潮市男女共同参画プラン」を策定し、『性別にとらわれることなく、互いに尊重しあい、自分らしく能力を発揮できるまちをめざして』を基本理念に、ひとりひとりが豊かにいきいきと暮らすための基盤づくりに取り組んでいます。